

栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定について

平成26年7月28日
県民生活部原子力災害対策室

1 改定の趣旨

平成24年10月に「栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）」を策定したが、その後、国において原子力災害対策指針（以下、「対策指針」）の策定とその改定が行われており、本県としてもこれらを踏まえ、同計画の改定を行い、県民生活のより一層の安全・安心を確保する。

2 策定経緯等

- H24. 10. 1 栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）策定
 - 10. 31 対策指針の策定（PAZ・UPZの導入及びPPAの検討）
- H25. 2. 27 指針改定（緊急事態区分の判断基準（EAL）、防護措置の実施基準（OIL）設定）
 - 9. 5 指針改定（EALの再設定（警戒事態を判断する原子力発電所の状況を追加、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の事象を規定））

3 主な改定内容

- (1) 原子力災害対策重点区域等の定義の見直し
 - ア 放射性物質放出前における即時避難等を予防的に準備する区域であるPAZの定義を対策指針に合わせるとともに、その範囲を原子力施設から概ね5kmと規定
 - イ OILやEALに基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であるUPZの定義を対策指針に合わせるとともに、原子力施設から概ね30kmと規定
 - ウ UPZ外であってもプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域であるPPAの考え方について対策指針に合わせるとともに、範囲の目安を削除
- (2) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の設定
 - ア 放射性物質漏えい前の防護措置の実施基準として緊急事態区分及びその区分を判断するための緊急時活動レベル（EAL）を新たに設定
 - イ 緊急事態区分に応じた県の活動体制等について整理
- (3) 運用上の介入レベル（OIL）の設定
 - ア 放射性物質漏えい後の防護措置の判断基準となる運用上の介入レベル（OIL）を新たに設定
 - イ OILに応じた避難及び屋内退避、一時移転、スクリーニング、飲食物摂取制限等の防護措置を整理

4 今後検討を要する事項

- (1) PPAの範囲及び防護措置（対策指針の改正に合わせ検討）
- (2) 広域避難のあり方（受入れ体制）（原発立地県の避難計画との整合を踏まえ検討）

5 今後のスケジュール（予定）

- 9月 中旬 パブリックコメント開始
- 10月31日 栃木県防災会議